

各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について

〔平成 26 年 8 月 29 日
行政改革推進本部決定(案)〕

1. 基本的考え方

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)において、「各法人の統廃合等に係る措置」については、「平成 27 年 4 月以降可能な限り早期の改革実施を目指して迅速に講ずるものとし、具体的な実施時期については主務省等における検討状況を踏まえ、平成 26 年夏を目途に行政改革推進本部において決定する」とされている。

これに基づき、法人の統廃合など独立行政法人個別法等の改正が必要となる措置について、実施時期を以下のとおり定める。

2. 各措置の実施時期

以下の各法人の統廃合等に係る左欄の措置については、各法人の主務省等において、右欄の時期からの実施に向けて必要な法制上の措置が講ぜられることを目指し、改革を推進するものとする。

(1) 法人の統廃合

| 措 置 | 実 施 時 期 |
|--|--|
| 大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センターの 2 法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。 | 平成 28 年 4 月 |
| 国立健康・栄養研究所及び医薬基盤研究所の 2 法人を統合し、研究開発型の法人とする。 | 平成 27 年 4 月 (第 186 回通常国会 において法案成立) |
| 労働安全衛生総合研究所及び労働者健康福祉機構の 2 法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。 | 平成 28 年 4 月 |
| 種苗管理センター、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所の 4 法人を統合し、研究開発型の法人とする。 | 平成 28 年 4 月 |
| 水産大学校及び水産総合研究センターの 2 法人を統合し、研究開発型の法人とする。 | 平成 28 年 4 月 |
| 交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人の 2 法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。 | 平成 28 年 4 月 |
| 海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所の 3 法人を統合し、研究開発型の法人とする。 | 平成 28 年 4 月 |
| 航海訓練所及び海技教育機構の 2 法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。 | 平成 28 年 4 月 |

(2) 特殊会社化

| 措 置 | 実 施 時 期 |
|--------------------------|-------------|
| 日本貿易保険を全額政府出資の特殊会社に移行する。 | 平成 29 年 4 月 |

(3) 金融業務の制度・運用の見直し

| 措 置 | 実 施 時 期 |
|---|----------------|
| 以下の各法人における事業について、金融庁検査を導入する（損失の危険の管理に限る。） ・福祉医療機構の福祉貸付事業及び医療貸付事業 ・農林漁業信用基金の農業信用保険事業、林業信用保証事業及び漁業信用保険事業 ・中小企業基盤整備機構の高度化事業 ・奄美群島振興開発基金の金融業務 | 平成 27 年 10 月 |
| 以下の各法人について、役職員の守秘義務規定を設ける。 ・農業者年金基金 ・農林漁業信用基金 ・鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ・奄美群島振興開発基金 | 平成 27 年 10 月まで |

(4) 法人の組織等に係るその他の措置

| 措 置 | 実 施 時 期 |
|--|--------------------------------------|
| 以下の各法人が実施してきた医療分野の研究開発に係るファンディング機能（医薬基盤研究所にあっては、ファンディング機能及び創薬支援業務）を日本医療研究開発機構に移管する。 ・科学技術振興機構 ・医薬基盤研究所 ・新エネルギー・産業技術総合開発機構 | 平成 27 年 4 月 （第 186 回通常国会において法案成立） |
| 勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済事業について、未請求退職金発生防止、短期離職者対策の強化及び転職した際の退職金の通算措置期間の延長等を行う。 | 平成 28 年 4 月 |
| 福祉医療機構の承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、現在年 1 回とされている回収金の国庫納付を定期的に行えるよう所要の措置を講じる。 | 平成 28 年 4 月まで |
| 労働政策研究・研修機構の法定理事数を 1 名削減する。 | 平成 28 年 4 月まで |
| 農林漁業信用基金に運営委員会（仮称）を設置する。 | 平成 28 年 4 月まで |

（ 以 上 ）